

公売財産のご案内

(不動産公売 期間入札)

公売期間	令和7年8月18日(月)～令和7年8月29日(金) 郵送の場合、上記期間内必着
開札日時	令和7年9月1日(月) 午前10時00分～
開札場所	大垣市丸の内2丁目29番地 大垣市役所 2-3会議室

【お問い合わせ先】

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市総務部債権管理課

(電話) 0584-47-8734 (FAX) 0584-74-8439

【大垣市ホームページ】

URL : <https://www.city.ogaki.lg.jp>

目 次

・ 公売財産一覧	・	1
・ 公売実施日程	・	2
・ 公売参加される方へ	・	4
・ 公売財産の明細（売却区分番号 大垣市1）	・	9
(建物見取図（概略）、写真、所在図・見取図)		

公売財産一覧

公売公告 番号	売却区分 番号	見積価額		公売財産		掲載 ページ
		公売保証金	種類	所在地等		
大垣市告示 第 125 号	大垣市 1	7,800,000 円	土地	大垣市高屋町一丁目 46 番 宅地 99.17 m ²		9
		800,000 円	建物	一棟の建物の表示 大垣市高屋町一丁目 46 番地 鉄骨造陸屋根 4 階建 288.05 m ² 1 階 77.55 m ² 2 階 81.13 m ² 3 階 77.95 m ² 4 階 51.42 m ² 専有部分の建物の表示 家屋番号：高屋町一丁目 46 番の 1 店舗・居宅 鉄骨造 4 階建 1 階部分 74.93 m ² 2 階部分 16.86 m ² 3 階部分 75.31 m ² 4 階部分 49.52 m ² 家屋番号：高屋町一丁目 46 番の 2 店舗 鉄骨造 1 階建 2 階部分 61.51 m ²		

【注意事項】

- 1 公売財産の「見取図」は、公簿等により作成しておりますので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況、関係公簿等を確認の上で入札してください。
- 2 「公売公告」及び本紙に記載されている公売財産について、予告なく公売を中止する場合があります。
- 3 入札のため提出された買受適格証明書、商業登記簿、委任状及び印鑑証明書等の提出された書類等は、公売の結果に関わらず返却いたしません。
- 4 公売保証金は、入札する公売財産ごとに納付が必要になります。

公売（期間入札）実施日程

入札期間	令和7年8月18日（月） 午前9時00分から 令和7年8月29日（金） 午後5時00分まで
入札書提出先	〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地 大垣市役所 債権管理課
入札方法	入札書が大垣市役所債権管理課へ郵送または持参
公売保証金納付期限	令和7年8月29日（金） 午後3時00分まで
開札日時	令和7年9月 1日（月） 午前10時00分～
開札場所	大垣市役所 2-3会議室
売却決定日時※	令和7年9月22日（月） 午前10時00分
売却決定場所	大垣市役所 債権管理課
売却区分番号	大垣市1
買受代金納付期限	令和7年9月22日（月） 午後2時00分

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者に対して行います。

※売却決定日時は、事情によって変更となる場合があります。その場合は電話等でご連絡します。

最高価額の入札者が二人以上いる場合は、その同価額の入札者で、1回目の入札価額以上の金額で追加入札を行います。追加入札の額が同じときは、追加入札で同額であった入札者の内でくじをおこない、その当選者を最高価申込者として決定します。

追加入札の日程

入札期間	令和7年9月 3日（水） 午前9時00分から 令和7年9月 8日（月） 午後5時00分まで
開札日時	令和7年9月 10日（水） 午前10時00分～
開札場所	大垣市役所 2-2会議室
売却決定日時	令和7年10月1日（水） 午前10時00分
買受代金納付期限	令和7年10月1日（水） 午後2時00分

《 公売の流れ及び必要書類等 》

公売の流れ（概要）	必要書類等
<pre> graph TD A[公売公告・見積価額公告] --> B[入札期間] subgraph B B1[公売保証金の納付 (振込による)] --> B2[入札書等の提出] end B -- 1週間以内 --> C[開札の日] subgraph C C1[開札] --> C2[最高価申込者の決定] C2 --> C3[次順位買受申込者の決定] C3 --> C4[入札の終了] C4 --> C5[公売保証金の返還] end C -- 3週間程度 --> D[売却決定（買受代金納付期限）] D -- 2～3週間程度 --> E[権利移転手続完了] </pre>	<p>1 入札期間</p> <p>(1) 公売保証金を振込してください。 (2) 必要書類を提出してください。 (3) 入札書を提出してください。</p> <p>注1 入札書の提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二重封筒を使用し、内封筒には入札書のみを封入してください。 ・外封筒には、内封筒と必要書類を入れてください。 <p>注2 同封する必要書類（大垣市ホームページに掲載の様式をご使用ください。）</p> <p>① 公売保証金振込通知書兼払渡請求書 ② 陳述書</p> <p>● 以下の場合、別途必要書類があります。</p> <p>③ 宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの免許証又は許可証 <p>④ 入札者が法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） （入札期間開始日から1か月以内に交付されたもの） ・陳述書別紙（役員に関する事項） <p>⑤ 公売財産が農地等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買受適格証明書 <p style="padding-left: 20px;">公売財産が所在する市町村の農業委員会に確認してください。</p> <p>⑥ 入札者が代理人の場合、共同で入札される場合、自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合等は、「不動産公売（期間入札）の手引き」を参照してください。</p> <p>2 開札の日</p> <p>(1) 入札の結果が読み上げられます。 (2) 入札金額が最も高かった方が、最高価申込者として決定されます。 (3) 落札されなかった方には公売保証金が返還されます。 （公売を妨害した場合など、公売保証金が返還されない場合があります。）</p> <p>3 売却決定</p> <p>(1) 売却決定の日までに買受代金の全額を納付する必要があります。 (2) 期限までに買受代金が納付されない場合は、売却決定が取り消され、公売保証金は返還されません。</p> <p>4 権利移転手続</p> <p>所有権移転登記は大垣市が行います。</p>

公売参加される方へ

<p>1. 公売参加資格</p>	<p>公売保証金（「2. 公売保証金」の項目参照）を納付すれば、原則どなたでも公売に参加することができます。</p> <p>ただし、国税徴収法第92条の規定により買い受けることができない者、同法第99条の2の規定により暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしない者、同法第108条第1項の規定により公売場所への入場、入札等を制限されている者は、公売に参加することができません。</p>
<p>2. 公売保証金</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売保証金が、その公売保証金納付期限内に納付されない場合、入札することはできません。 なお、公売保証金の金額については、「公売財産一覧」又は「公売財産の明細」の「公売保証金」の欄をご覧ください。 2 公売保証金は、市の指定する口座へ振込みで納付してください。 3 公売保証金を納付し、入札書が提出された方には、後日入札書提出用封筒受領証および公売保証金の領収書を送付します。
<p>3. 入札</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所定の入札書により、公売財産ごとに入札してください。 入札書にはインク又はボールペンで字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。もし、書き損じたときは、新たな入札書を作成してください。 入札書を除く、記載を必要とする他の提出書類等も同様とします。 2 入札書には、住民基本台帳に記録されている住所地及び氏名を記載してください。入札者が法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の本店所在地を記載してください。 3 入札価額が訂正された入札書は無効とし、入札がなかったものとします。 4 ひとつの公売財産に対して、同一の入札者が2枚以上の入札書を提出することはできません。2枚以上提出された場合、その入札者による当該公売財産への入札書は全て無効とします。 5 一度提出した入札書は、入札期間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。 6 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状を提出してください。（注1） 7 共同入札を希望される場合は、共同入札代表者の届出書を提出してください。（注2） 8 <u>公売財産が農地等の場合は、農業委員会の発行する買受適格証明書を提出してください（お持ちでない方は入札できません）。</u> <p>（注1・注2）「委任状」および「共同入札代表者の届出書」は、所定の用</p>

	紙を使用してください（ホームページから印刷してください）。
4. 開札	入札書は、入札者の立会いのもとで開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、公売事務担当者以外の職員が立会いの上、開札します。
5. 最高価申込者の決定	<ol style="list-style-type: none"> 1 見積価額以上の入札者のうち、最高価額による入札者を「最高価申込者」として決定します。最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」の欄に記載された金額が見積価額以上であり、かつ、最高の価額である者に対して行います。 2 最高価額による入札者が2人以上あるとき（同額であるとき）は、これらの者の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。 なお、この場合の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要であり、これに満たない価額で追加入札したとき、又は追加入札をすべき者が追加入札しなかったときは、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。 3 追加入札の結果、なおその追加入札の入札価額が同額の場合は、くじをおこない、当選した者を最高価申込者として決定します。
6. 次順位買受申込者の決定	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上であり、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの）による入札者から、次順位による買受けの申込みがあった場合は、その入札者を次順位買受申込者として決定します。 2 次順位買受申込者となることができる場合に次順位買受申込をされたい方は、入札書にある次順位買受申込の項目に「する」を○で囲って入札してください。なお、同項目に記載のない場合は、次順位買受を希望しないものとして取扱います。 3 次順位買受申込者となった場合、その方の納付された公売保証金は、市が一定の期間保管します。なお、その保管期間中、公売保証金に利子つきません。 4 最高価申込者が買受けの申込みを取り消したとき（「7. 買受申込み等の取消し」の項目参照）、又は最高価申込者に対する売却決定が取り消されたとき等（「11. 売却決定の取消し等」の項目参照）に限り、次順位買受申込者に対して売却決定をします。
7. 買受申込み等の取消し	<ol style="list-style-type: none"> 1 換価に付した財産について、最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、法律の規定に基づき滞納処分続行の停止があったとき（地方税法第19条の7、国税徴収法第114条等参照）は、その滞納処分が停止している間、その最高価申込者等又は買受人は、その入札又は買受けを取り消すことができます。 2 上記以外の理由によって最高価申込者等は、自らその入札又は買受け

	を取り消すことはできません。
8. 売却決定	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。 2 次順位買受申込者に対して売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項（次順位買受申込者に対する売却決定）の各号に掲げる日に行います。
9. 買受代金の納付	<ol style="list-style-type: none"> 1 売却決定を受けた買受人は、公売公告に記載した納付期限までに買受代金の全額を市の指定する口座に振込みで納付してください。 2 次順位買受申込者に対し売却決定が行われた場合は、買受代金の納付期限は売却決定日から起算して7日目になります。
10. 売却決定通知書の交付	買受代金を納付した買受人に対し、売却決定通知書を交付します。
11. 売却決定の取消し等	<p>次に掲げるときは、売却決定を取り消します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産に係る市税の完納の事実が買受人の買受代金納付前に証明されたとき。 2 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないとき。 3 国税徴収法第108条第2項又は5項の規定に該当したとき。
12. 公売不成立の場合	開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度公告し、入札を行うことがあります。
13. 公売保証金の返還・帰属	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者には、公売が終了した後に公売保証金を返還します。なお、返還手続きには3週間程度が見込まれ、返還までの期間に利子はつきません。 2 1の返還手続きについて、返還対象者に対しては公売保証金返還通知書を発送します。 3 次順位買受申込者には、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定をすることのないことが確定した後）に公売保証金の返還手続きを行います。 4 売却決定を受けて買受人となった者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 5 買受人が買受代金を期限までに納付しないことにより売却決定が取り消されたときは、その者の納付した公売保証金を、その公売に係る市税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。また、国税徴収法第108条第2項に規定される処分を受けた者の納付した公売保証金は、大垣市に帰属します。

14. 権利移転の時期等	<p>1 買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。</p> <p>2 公売による権利移転に伴う費用（登録免許税、登記識別情報通知等書類の郵送料等）は、買受人の負担となります。買受人には、<u>売却決定通知書の交付後に権利移転に伴う費用を負担していただきます。</u></p>
15. 権利移転の手続	<p>登記・登録のある公売財産の買受人は、買受代金を納付し売却決定通知書を取得したのち、速やかに所有権移転の請求をしてください。</p> <p>なお、不動産の所有権移転登記請求手続に当たっては、次の書類等が必要となります。</p> <p>① 売却決定通知書（公売財産が農地の場合は、農業委員会が発行する<u>受理通知書または許可書（注）</u>の添付が必要です）</p> <p>② 買受人が個人の場合にあっては住民票、法人の場合にあっては法人の登記事項証明書又は資格証明書</p> <p>③ 登録免許税の領収証書（課税額が3万円以下の場合、収入印紙による納付可能）</p> <p>④ 市町村が発行する固定資産評価証明書</p> <p>⑤ <u>登記識別情報通知等書類の郵送料</u></p> <p>（注）公売財産が農地の場合は、農業委員会にて、権利移転に伴う農地法上の申請の受理またはその許可を得て、受理通知書または許可書の交付を受けてください。</p>
16. 危険負担の移転の時期	<p>危険負担は、権利を移転したときに移転します。従って、権利移転後における財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は買受人が負うこととなります。</p>
17. 契約不適合責任	<p>大垣市は、公売財産について契約不適合責任を負いません。</p>
18. 財産の引渡し	<p>大垣市は、公売財産の引渡義務を負いません。従って、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うこととなります。</p> <p>公売財産である建物内の残置物及び敷地内の残置物は、買受人の責任において適切に処理してください。</p>
19. 消費税について	<p>1 売却決定は、入札書の入札価額欄に記載された金額をもって行います。公売財産が課税財産である場合、見積価額、最高価申込価額及び落札価額は消費税及び地方消費税相当額を含んだ取扱いとなります。</p> <p>2 公売財産が一括公売で課税財産及び非課税財産が混在する場合、見積価額、最高価申込価額及び落札価額は課税財産に対応する消費税及び地方消費税相当額を含んだ取扱いとなります。</p>
20. その他注意事項	<p>1 岐阜県暴力団排除条例（平成22年岐阜県条例第54号）及び大垣市暴力団排除条例（平成24年大垣市条例第1号）により、この公売財産の買受人は、買受後、買い受けた不動産を暴力団の事務所に使用さ</p>

	<p>せる等、暴力団の活動を助長する利益供与をしたり、買い受けた不動産が暴力団事務所の用に供されることを知りながら当該不動産の譲渡者として譲渡契約を締結したりしてはいけません。</p> <p>2 上記に規定する暴力団員等に該当しないことの宣誓のため、公売参加者（法人についてはその役員も含む）または自己の計算において入札等をさせようとする者には陳述書を提出していただきます。</p>
--	---

買受適格証明書の提出について

公売財産が農地等の場合、**入札書の提出時に「買受適格証明書」の添付が必要**です。

買受適格証明書の申請受付・交付は各市町村の農業委員会事務局にて行いますので、事前に申請し、証明書交付を受けてください。申請時の必要書類は各市町村の農業委員会事務局にお尋ねください。

なお、概要は次のとおりです。

- ① 買い受ける土地を農地等以外に使用する場合→農地法第5条の買受適格証明書を申請してください。
- ② 買い受ける土地を農地等に使用する場合→農地法第3条の買受適格証明書を申請してください。

大垣市内の農地の買受適格証明書のお問い合わせ先
大垣市農業委員会事務局
0584-47-8614（直通）

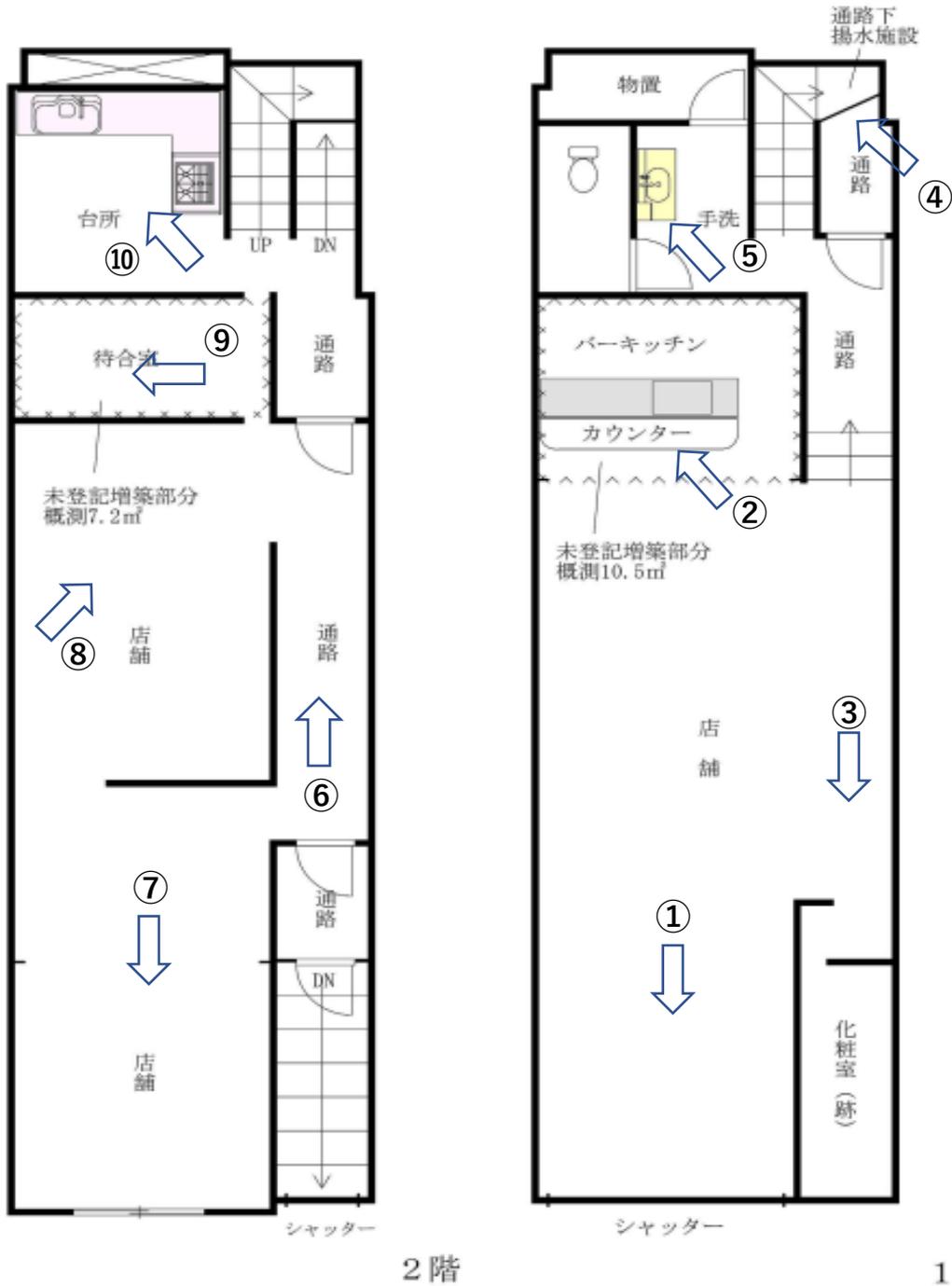
公売財産の明細

売却区分 番号	大垣市 1	見積価額	7,800,000 円
		公売保証金	800,000 円
公売財産の 表示	【財産の表示】 (登記簿の表示による)		
	土地 所在：大垣市高屋町一丁目 地番：46 番 地目：宅地 地積：99.17 m ²		
	建物 一棟の建物の表示 所在：大垣市高屋町一丁目 46 番地 構造：鉄骨造陸屋根 4 階建 延床面積：288.05 m ² 1 階 77.55 m ² 2 階 81.13 m ² 3 階 77.95 m ² 4 階 51.42 m ² 専有部分の建物の表示 家屋番号：高屋町一丁目 46 番の 1 種類：店舗・居宅 構造：鉄骨造 4 階建 1 階部分 74.93 m ² 2 階部分 16.86 m ² 3 階部分 75.31 m ² 4 階部分 49.52 m ² 家屋番号：高屋町一丁目 46 番の 2 種類：店舗 構造：鉄骨造 1 階建 2 階部分 61.51 m ²		
公売財産の 位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海道本線「大垣駅」から南へ約 350m ・ アクアウォーク大垣の南約 850m ・ 大垣市役所の北東約 800m <p style="text-align: right;">(すべて道路距離)</p>		
公法上の 規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法：市街化区域・商業地域 ・ 防火規制：防火地域 ・ 建ぺい率：90% (耐火建築物の場合、10%緩和されます) 容積率：600% ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当 (大垣城跡・城下町) 		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税財産 (土地) と課税財産 (建物) の一括公売。 ・ 1 階に概測 10.5 m²、2 階に概測 7.2 m²の未登記増築部分が認められるが、増築時期は不明。 ・ 建物内に家具・食器等の動産類が存在するが、公売対象外。 		
公売財産の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地勢等の状況 平坦地 ・ 接面道路の状況 東側に幅員 36.0mの舗装県道 ・ 土地形状 間口約 5.3m、奥行約 17.0mの長方形状 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・建物建築時期 昭和 57 年 11 月頃新築 ・建物間取図（概略） 11～12 ページ参照 ・設備 上水道は地下水を利用、下水道及び都市ガスあり。 ・現地調査により地下水の揚水施設（ポンプ）が稼働中であるが、動力及び電力使用料の支払いについては不明。 ・使用状況 店舗兼居宅として使用されていたが、現在、店舗・居宅としては使用されていない。 ・1 階入口近くの床面一部において直径 2 0 cm 程度の陥没跡あり、布類で詰められている。 ・周辺の隣接建物との間には、屋上部及び壁面部を簡易板で覆蓋されているため、接合の有無については確認できていない。 ・東側の歩道（幅員約 5 m）の上部にはアーケードが設置されている。 ・土壌等汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産の表示は、登記簿によります。 ・境界については、道路管理者及び隣地土地所有者と協議してください。 ・大垣市は、本物件について契約不適合責任を負いません。 ・危険負担は、買受人が買受代金を納付した時点で買受人に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。 ・既設アーケードの電気代や維持管理費、及び催事の必要費等負担のため、各商店街振興組合による組合費及びその他の会費の徴収の慣行があります。なお、対象不動産について過去における費用負担はありません。 ・賃貸借契約等、不動産の利用を制限する権利の存在については不明です。 ・建物東側出入口シャッター 2 枚の鍵の所在は不明です。

建物間取図（概略）

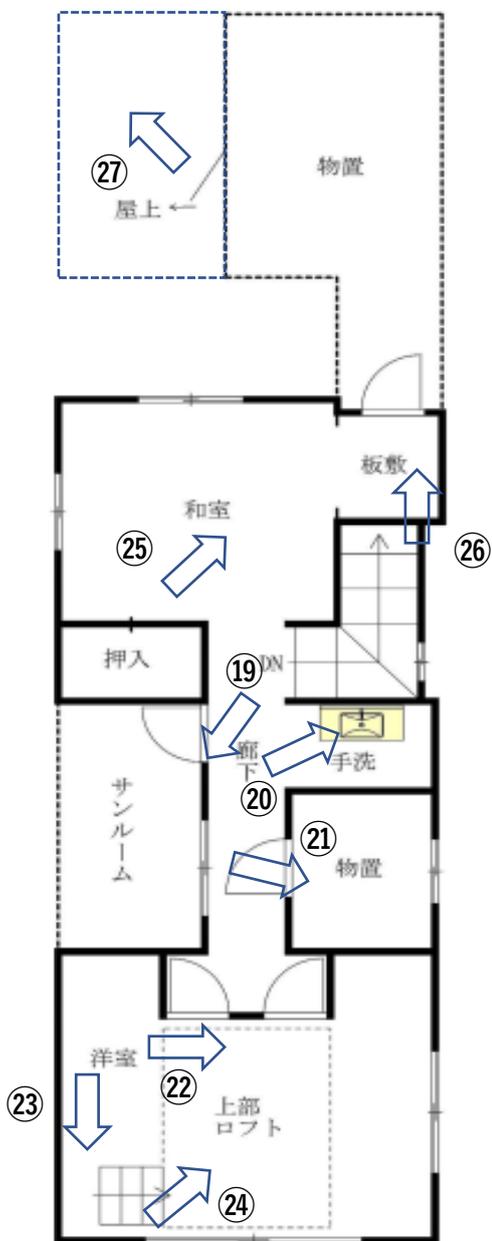
No.2
建物



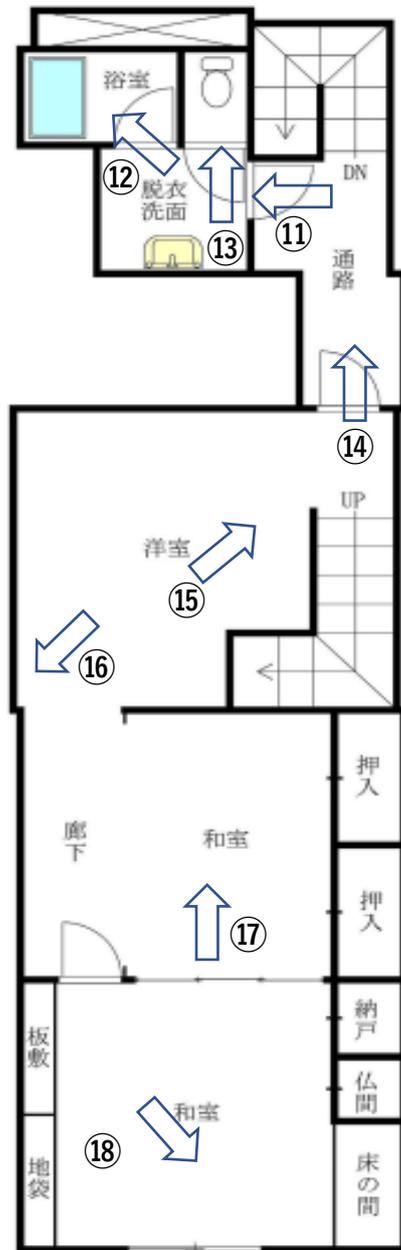
※図面と現況が異なる場合は現況優先

建物間取図（概略）

No.2
建物



4階



3階

※図面と現況が異なる場合は現況優先

外観1 東側から



外観2 南東側から



外観3 正面入口シャッター前



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



14



15



①⑥



①⑦



18



19



20



21



22



23



24



25



26

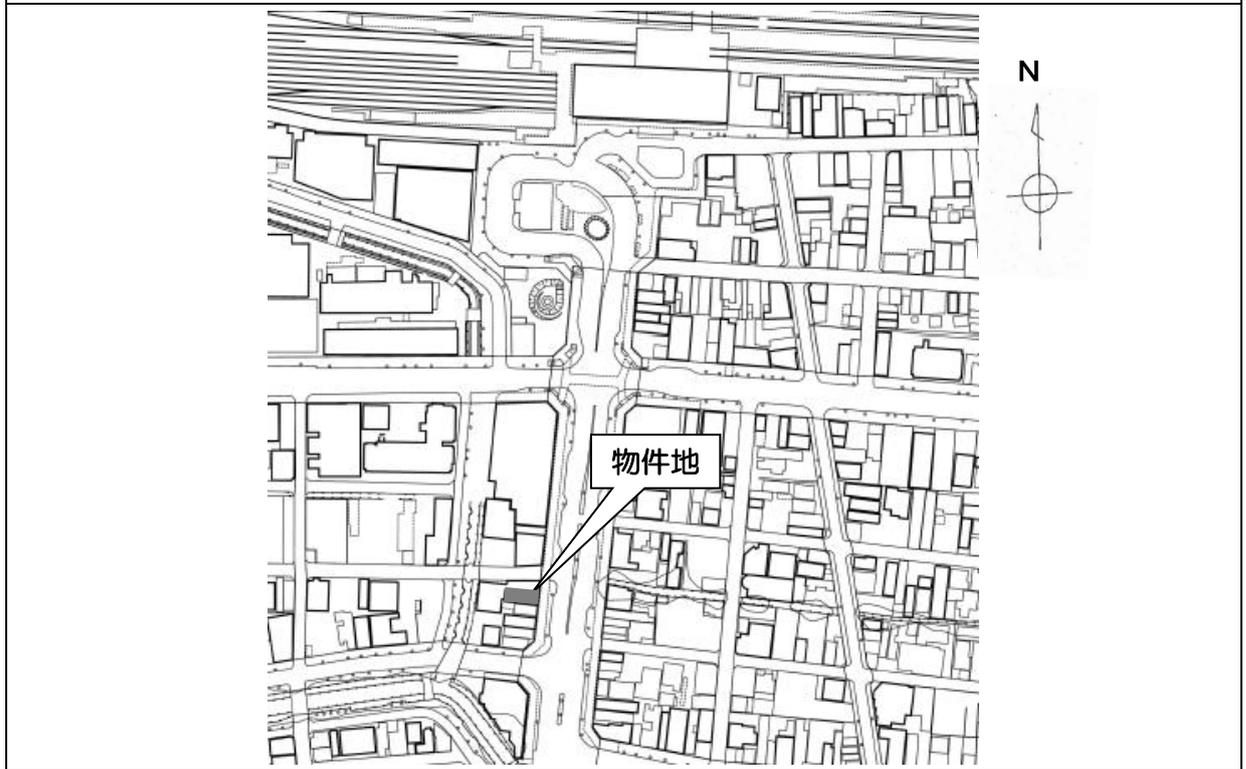


27



売却区分番号	大垣市 1
--------	-------

【不動産】物件の所在図



【不動産】物件の見取図

